

個人情報保護制度

自己の個人情報の開示請求等を行うことができる制度です。

区 分	内 容
実施機関	市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者
開示等を請求できる情報	<p>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして実施機関が保有している自己に関する個人情報について、開示等（開示、訂正、利用停止）の請求をすることができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">個人情報</div> <p>個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、写真等により特定の個人を識別できるもの</p>
開示等を請求できる人	どなたでも実施機関が保有している自己を本人とする個人情報の開示を請求することができます。
請求の方法	請求内容に応じた様式（岩国市個人情報保護条例施行規則に定めるもの）に必要事項を記入して提出してください。
審査請求	決定（非開示、訂正等の決定）に不服があるときは、審査請求をすることができます。

【問合せ先】

本庁総務課	TEL 29-5031	周東総合支所地域振興課	TEL 84-1111
由宇総合支所地域振興課	TEL 63-1111	錦総合支所地域振興課	TEL 72-2110
玖珂総合支所地域振興課	TEL 82-2511	美川支所地域振興班	TEL 76-0329
本郷支所地域振興班	TEL 75-2311	美和総合支所地域振興課	TEL 96-1111